

改正

昭和57年 4 月 22 日

昭和57年 5 月 25 日

昭和59年 1 月 5 日

昭和60年 4 月 17 日

昭和60年 8 月 5 日

平成元年 1 月 8 日

平成 3 年 5 月 23 日

平成 7 年 5 月 19 日告示第50号

平成 8 年 3 月 29 日告示第13号

平成12年 3 月 31 日告示第46号

平成18年10月 1 日制定

平成22年 5 月 27 日告示第39号

令和 6 年11月 5 日告示第99号

八幡市障害者日常生活用具給付等実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者福祉の増進を図るため、在宅の障害者（児）（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付し、又は貸与すること（以下「給付等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 削除

(用具の種目)

第 3 条 給付等を行う用具の種目は、市長が別に定める。

(対象者)

第 4 条 給付等の対象者は、本市に住所を有し、用具の種目ごとに市長が定める障害及び程度を有する障害者等とする。ただし、貸与の対象となる者については、当該年度分市民税非課税世帯に属する者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者とする。

(申請)

第 5 条 用具の給付等を受けようとする者（前条の規定による対象者を現に扶養している者を含む。

以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付・貸与申請書を市長に提出しなければならない。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、調査書を作成のうえ、給付等の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、給付等を行うことを適当と認めたときは、日常生活用具給付（貸与）決定通知書及び日常生活用具給付券により、不適当と認めたときは却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

(給付等)

第7条 前条の規定により給付の決定を受けた者（市民税非課税世帯に属する者及び生活保護法による扶助を受けている者を除く。）は、用具の購入に要する費用の一部として、市長が別に定める額を負担しなければならない。

2 前条の規定により貸与の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、用具の受渡しの際、障害者等日常生活用具貸借契約書により市長と契約を締結しなければならない。

3 市及び福祉電話の借受人は、次の区分により経費を負担するものとする。

- (1) 市 設置費、基本使用料、音量調節装置（めいりよう）をつけた場合はその附加使用料
- (2) 借受人 通話料、電報料等

(返還)

第8条 借受人は、第4条に該当しなくなつたとき、又は用具の必要がなくなつたときは、障害者等日常生活用具返還届出書により、速やかに用具を市長に返還しなければならない。

(給付等台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするための日常生活用具給付・貸与台帳を整備するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、昭和56年11月30日から実施する。

(八幡市盲人世帯電話機貸付要綱の廃止)

2 八幡市盲人世帯電話機貸付要綱（昭和48年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（昭和57年4月22日）

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年5月25日）

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年1月5日）

この要綱は、昭和58年12月1日から適用する。

附 則（昭和60年4月17日）

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月5日）

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成元年1月8日）

この要綱は、平成元年1月8日から実施する。

附 則（平成3年5月23日）

この要綱は、平成3年6月1日から実施する。

附 則（平成7年5月19日告示第50号）

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月29日告示第13号）

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に有するこの要綱による改正前の様式の用紙については、なお当分の間これを使用できるものとする。

附 則（平成12年3月31日告示第46号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月1日制定）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年5月27日告示第39号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行し、改正後の八幡市障害者日常生活用具給付等実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成22年4月1日から平成22年5月31日の間に給付を受けた者で、改正前の八幡市障害者日常生活用具給付等実施要綱第7条第1項の規定に基づき用具の購入に要する費用を支払った市民税

非課税世帯に属するものについては、当該負担した額を市が還付するものとする。

附 則（令和6年11月5日告示第99号）

この要綱は、令和6年11月5日から施行する。